分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書

※整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)			※税務署処理欄		
	(フリガナ) 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　(　　局　　署) 電話(　　)　－		部門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による試験研究費の額の区分について

□ 令和５年旧措置法施行令第27条の４第14項
□ 令和２年旧措置法施行令第27条の４第10項

の規定により下記のとおり届け出ます。

記

分割法人等又は分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の年月日		年　月　日

届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額	試験研究費の額	：　：	円
		：　：	円
		：　：	円
		：　：	円
		：　：	円
		：　：	円
	移転試験研究費の額	：　：	円
		：　：	円
		：　：	円
		：　：	円
		：　：	円
		：　：	円

(その他参考となるべき事項)

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認	

（規格Ａ４）

05.06 改正

分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）の比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第 145 号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和５年旧措置法施行令」といいます。）第 27 条の４第 14 項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第 207 号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和２年旧措置法施行令」といいます。）第 27 条の４第 10 項若しくは第 39 条の 39 第９項の規定により分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額（令和５年旧措置法施行令第 27 条の４第 12 項又は令和２年旧措置法施行令第 27 条の４第８項若しくは第 39 条の 39 第７項に規定する試験研究費の額をいいます。以下同じです。）を移転試験研究費の額（分割等（分割又は現物出資をいいます。以下同じです。）により分割承継法人等に移転する事業（以下「移転事業」といいます。）に係る試験研究費の額をいいます。以下同じです。）とその移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分し税務署長に届け出る場合に使用してください。

（注）この届出書は、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

2　この届出書は、分割等の日以後２月以内（令和３年４月１日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあっては、その開始の日以後６月以内）に提出してください。

3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　届出書の各欄は、次により記載します。

(1)　「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　届出本文の

〔□ 令和５年旧措置法施行令第 27 条の４第 14 項　□ 令和２年旧措置法施行令第 27 条の４第 10 項〕

には、届出の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。

なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「□ 令和２年旧措置法施行令第 27 条の４第 10 項」を「□ 令和２年旧措置法施行令第 39 条の 39 第９項」と読み替えてください。

(3)　「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（その相手先が連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(4)　「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。

(5)　「届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額を記載してください。

イ　連結申告法人以外の法人

(ｲ)　当該事業年度が令和４年４月１日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）（以下「令和２年改正法」といいます。）附則第 14 条第１項に規定する旧事業年度（(ﾛ)において「旧事業年度」といいます。）を除きます。）である場合

分割法人等の分割等の日を含む事業年度（(ｲ)において「分割等事業年度」といいます。）開始の日（当該分割法人等が通算法人である場合（当該分割等事業年度終了の日が当該分割法人等に係る通算親法人の所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）による改正前の租税特別措置法第 42 条の４第１項又は第４項に規定する事業年度終了の日である場合に限ります。）には、当該通算親法人の当該事業年度開始の日）から起算して３年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度（(ｲ)において「分割承継

等事業年度」といいます。）開始の日（当該分割承継法人等が通算法人である場合（当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の同条第１項又は第４項に規定する事業年度終了の日である場合に限ります。）には、当該通算親法人の当該事業年度開始の日）から起算して３年前の日のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間（(ｲ)において「届出対象期間」といいます。）内の日を含む当該分割法人等の各事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額（分割等事業年度にあっては、届出対象期間の試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限ります。）

(ﾛ) 当該事業年度が令和４年４月１日前に開始した事業年度（旧事業年度を含みます。）である場合

分割法人等の分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。(ﾛ)において「分割等事業年度」といいます。）開始の日（その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度（令和２年改正法による改正前の法人税法第 15 条の２第１項に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。）開始の日）から起算して３年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。(ﾛ)において「分割承継等事業年度」といいます。）開始の日（その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日）から起算して３年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間（(ﾛ)において「届出対象期間」といいます。）内の日を含むその分割法人等の各事業年度（その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割法人等の連結事業年度）の試験研究費の額及び移転試験研究費の額（分割等事業年度にあっては、届出対象期間の試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限ります。）

ロ 連結申告法人

分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日）から起算して３年前の日又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日）から起算して３年前の日のうちいずれか早い日からその分割等の日の前日までの期間（ロにおいて「届出対象期間」といいます。）内の日を含むその分割法人等の各連結事業年度（その分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度）の試験研究費の額及び移転試験研究費の額（その分割等の日を含む連結事業年度（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度）にあっては、届出対象期間の試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限ります。）

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(6) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

○ 経過措置

分割等で経過期間（※１）内に行われたものに係る旧令適用法人（※２）の全てがこの届出をした場合には、その分割等に係る旧令適用法人以外の法人はこの届出をする必要はありません。

※１ 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日までの期間をいいます。

⑴ 分割法人等の令和５年４月１日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割法人等が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 42 条の４第８項第３号の通算法

人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和５年４月１日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日）

⑵　分割承継法人等の令和５年４月１日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割承継法人等が措置法第 42 条の４第８項第３号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和５年４月１日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日）

※２　旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和５年４月１日前に開始した事業年度の期間内であるもの（その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第 42 条の４第８項第３号の通算法人である場合には、その分割等の日がその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和５年４月１日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの）をいいます。